平成２２年（フ）第１７１号
埼玉県ふじみ野市北野２丁目１番16号
債務者　上原　元子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５２号
埼玉県所沢市小手指町１丁目27番地の６　サンハイム１―403
債務者　松島　浩彦
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４３号
千葉県八街市八街へ301番地１
債務者　島田　善勝
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４号
千葉県八街市八街へ301番地１
債務者　島田　玲子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５１号
千葉県成田市津富浦1228番地１
債務者　斎藤　和子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５６号
千葉県八街市八街ほ788番地２
債務者　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６１号
千葉県富里市七栄654番地396
債務者　冨澤　正典
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第７７号
千葉県白井市南山１丁目９番５棟103号
債務者　長谷川　理
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３４号
千葉県君津市中野５丁目８番13号
債務者　田中　　忠
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第５１号
千葉県木更津市永井作289番地
債務者　渡邉　弘美
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１２１号
岡山県倉敷市連島町連島1881番地１
債務者　山本勝士こと　朴　　二福
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
岡山県倉敷市中島1632番地３
債務者　山本勝子こと　申　　勝子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
釧路市昭和北２丁目19番17号　メゾンドパパス101号室
債務者　山田　誠司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５１号
釧路市春日町７番151号　いちい151号室
債務者　宮脇　恭子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５４号
釧路市新栄町４番８号　小松マンション201
債務者　渡辺　徳枝
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
釧路市音別町共栄１丁目21番地
債務者　羽根田圭司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６１号
釧路市入舟５丁目３番12号
債務者　岸里　フミ
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前９時30分
釧路地方裁判所